

議案第18号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大田原市長 相馬 憲一

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（期末手当） 第4条（略） 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額の100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略）</p>	<p>（期末手当） 第4条（略） 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額の100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略）</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。